

法学学位プログラム (博士前期課程)  
Master's Program in Law

授与する学位の名称	修士(法学) [Master of Laws]	
人材養成目的	企業法学の分野における人材需要に応じて、現代社会において企業が直面する法的諸問題について適切な解決策を提示できる法学的専門能力を有する高度専門職業人の育成・再教育を目的とする。	
養成する人材像	企業において一定の実務経験を有し、現代社会において生じる多様な諸問題を法学的専門知識と法的思考方法によって解決することができる、高度専門職業人を育成する。	
修了後の進路	学生の大部分については、在学中から民間会社・官公庁・弁護士事務所・会計事務所等に勤務しているか、弁護士・公認会計士・税理士等として開業していると思われるが、学位取得後に大学等の高等教育機関の教員となる者も一定数いるものと想定される。	
ディプロマ・ポリシーに掲げる知識・能力	評価の観点	対応する主な学修
1. 知の活用力: 高度な知識を社会に役立てる能力	① 研究等を通じて知を社会に役立てた(または役立てようとしている)か ② 幅広い知識に基づいて、専門分野以外でも問題を発見することができるか	企業法学特別研究 I—VI、修士論文中間報告、修士論文作成等
2. マネジメント能力: 広い視野に立ち課題に的確に対応する能力	① 大きな課題に対して計画的に対応することができるか ② 複数の視点から問題を捉え、解決する能力はあるか	商事法研究 I—II、民法研究 I—II、租税法研究 I—II、修士論文中間報告、修士論文作成等
3. コミュニケーション能力: 専門知識を的確に分かり易く伝える能力	① 研究等を円滑に実施するために必要なコミュニケーションを十分に行うことができるか ② 研究内容や専門知識について、その分野だけでなく異分野の人にも的確かつわかりやすく説明することができるか	社会保障法演習、会社法演習、知的財産法演習、修士論文中間報告、修士論文作成等
4. チームワーク力: チームとして協働し積極的に目標の達成に寄与する能力	① チームとして協働し積極的に課題に取り組んだ経験はあるか ② 自分の研究以外のプロジェクト等の推進に何らかの貢献をしたか	法文献学、担保法演習、労働法演習 I—II、民事手続法演習 I—II、知的財産法判例演習、修士論文中間報告、修士論文作成等
5. 国際性: 国際社会に貢献する意識	① 国際社会への貢献や国際的な活動に対する意識があるか ② 国際的な情報収集や行動に必要な語学力を有するか	法文献学、ビジネス法入門、アメリカ取引法文献講読、ヨーロッパ契約法、国際民事訴訟法、修士論文中間報告、修士論文作成(必修科目)等
6. 基礎的専門知識: 法律学の基本的な考え方や企業法学の各分野に係る基礎的専門知識	① 法律学の基礎的な考え方が身についているか ② 企業法学各分野の基礎的な知識を獲得できているか	現代民法の基礎、現代商法の基礎等
7. 文献・判例の調査・分析能力: 企業法学の研究に必要な諸文献・裁判例等の調査・分析能力	① 企業法学の学習・研究に必要な諸文献や裁判例等を自ら検索・調査して、入手するリテラシーを体得しているか ② 入手した諸文献や裁判例等を正確に読解・分析して、内容を整理することができるか	法文献学、修士論文中間報告、修士論文作成等
8. 特定の企業法学分野に係る深い知識: 企業法学の少なくとも1つの主要分野に係る理解・研究に必要な専門的知識	① 企業法学の少なくとも1つの主要分野についての深い知識を獲得し、その内容を理解しているか ② 企業法学の少なくとも1つの主要分野についての深い知識及び理解を基に研究を遂行する能力を体得しているか	契約法、担保法、会社法、金融商品取引法、民事訴訟法、国際私法、国際経済法、著作権法 I、特許法 I、労働関係法、社会保障法、実務租税法、租税手続法、修士論文中間報告、修士論文作成等
9. 論文執筆能力: 企業法学の少なくとも1つの主要分野についての深い知識を基にした論文(とりわけ、社会人としての経験などを背景とする問題意識に支えられた論文)を執筆する能力	① 企業法学の少なくとも1つの主要分野についての深い知識を基に適切な研究テーマを設定の上で研究を行い、論文としてまとめることができるか ② 社会人としての経験などを背景とした問題意識を取り入れた研究を行い、論文に反映させることができるか	企業法学特別研究 I—VI、修士論文中間報告、修士論文作成等

学位論文に係る評価の基準	
学位論文の評価項目 1. オリジナリティを有していること(とりわけ、社会人としての経験等を背景とする問題意識に支えられた論文であること) 2. 重要文献を渉猟し、その理解の上で、自分の理解を展開していること 3. 参考文献・引用文献を適切に表示していること 審査委員の体制・審査方法 学位論文の審査は、主査1名及び副査2名以上の審査委員の合議で行う。副査には、本学位プログラムの専任教員以外の者を加えることができる。上記評価項目すべてを満たす学位申請論文を、最終試験を経た上で、修士論文として合格とする。	
カリキュラム・ポリシー	
・基礎的専門知識:企業法学の分野における基本的な科目から、「企業関係法」「国際ビジネス法」、「知的財産法」、「社会・経済法」及び「租税法」の各分野における応用的な科目までを広範囲に開講する。 ・諸文献等の調査・分析能力:諸文献の調査・分析能力を培うために、法文献学を開講する。 ・深い専門的知識の習得:専任教員による演習等の高度に専門的な科目を設置するとともに、最新の実務の現状を学ぶ観点から、実務家の非常勤講師による科目を開講する。さらに、民事法研究、商事法研究、租税法研究、労働判例研究等の、修了者、博士後期課程の学生等が参加する科目を設ける。	
教育課程の編成方針	学生の特攻分野を軸として、関連する分野の基礎的素養や広い視野、汎用的知識・能力の涵養に資するよう、研究群共通科目、学術院共通専門基盤科目を開講して、学生の研究能力を支援する。 共通専門科目を開講するとともに、「企業関係法」「国際ビジネス法」、「知的財産法」、「社会・経済法」及び「租税法」の各分野について専門知識を習得できるよう分野設定を行い、さらに演習等により高度な専門的知識の習得を図る。具体的には、次のような科目を開講する。なお、学生は、どの分野に属する科目も自由に履修することができる。 ・共通専門科目 法文献学、ビジネス法入門、企業法学特別研究等 ・専門科目【企業関係法分野】 契約法、不動産法、担保法、会社法、企業会計法、金融商品取引法、民事訴訟法等 ・専門科目【国際ビジネス法分野】 国際私法、国際経済法、国際民事訴訟法等 ・専門科目【知的財産法分野】 著作権法、特許法、不正競争防止法、商標法、デザイン法、国際知的財産法等 ・専門科目【社会・経済法分野】 独占禁止法、労働関係法、社会保障法等 ・専門科目【租税法分野】 実務租税法、租税手続法、国際課税法等 ・演習等 担保法演習、契約法・損害賠償法演習、会社法演習、民事手続法演習、国際私法演習、知的財産法演習、労働法演習、社会保障法演習、租税計画演習等
学修の方法・プロセス	・入学時点で、各学生の研究計画等で示された研究テーマにもっとも近い専門領域の指導教員を定め、必修科目である「企業法学特別研究Ⅰ～Ⅵ」の履修を通じて、各指導教員がマンツーマン体制で学修指導を行う。 ・各専門科目の学修については、共通専門科目の履修はもちろん、自らの研究計画や問題関心に応じた分野の専門科目を中心に選択することが推奨され、分野内の科目の履修選択にあたっては、指導教員によるアドバイスを受けながら、そのニーズに応じた履修計画を作成して、それに沿った履修を行う。 ・修了には、必修科目6単位(企業法学特別研究Ⅰ～Ⅵ)の履修を含めて、30単位以上を取得し、加えて、中間報告を行った上で、専攻の定める規則に従って修士論文を提出し、その審査および最終試験に合格することが必要とされる。
学修成果の評価	・共通専門科目及び専門科目の成果評価については、各科目担当教員によって、試験及びレポート、授業参加状況や寄与度といった様々な形で成績評価を行い、これを基にした単位認定を行う形で成果評価がなされる。 ・必修科目である専門科目「企業法学特別研究Ⅰ～Ⅵ」は、論文指導のための個別指導科目として位置づけられていることから、修士論文研究における各学生の達成度・進度に応じて指導教員によって単位が付与される。 ・修士論文の研究過程における成果評価としては、入学から2年目の学生に、より具体化した研究計画書を提出することが求められ、2年目の秋には、修士論文中間報告会を開催し、修士論文提出予定の学生は全員参加を原則として、各学生の進捗状況を専攻教員が把握するとともに、より高品質な修士論文作成に向けての意見交換を行う機会を設けている。 ・修士論文の成果評価については、主査1名および副査2名(テーマによっては外部の専門家を依頼することもある)からなる審査専門委員会を構成し、論文審査を行い、原則、専攻教員全員が参加の下で行われる口述試験を実施して、論文の内容と最終試験の結果により、論文の可否を判定する。

アドミッション・ポリシー

求める人材	企業において一定の実務経験を有しており、現代社会において生じる多様な諸問題を法学的専門知識と法的思考方法によって解決できる高度専門職業人としての能力を涵養しうる、強い学習意欲と熱意を有する人材が望まれる。
入学者選抜方針	研究計画書、筆記試験(小論文)、面接試験により選抜する。 ・研究計画書 研究に対する問題設定能力、計画策定能力、専門知識等を中心に評価する。 ・筆記試験(小論文) 基本的な法的思考能力、文章構成・記述能力を中心に評価する。 ・面接試験 研究能力、専門知識、コミュニケーション能力等を中心に評価する。 ただし、弁護士・公認会計士等の一定の国家資格を有する者については、筆記試験(小論文)を免除する。

